

健感発0105第4号
平成27年1月5日

各
〔都道府県知事〕
〔政令指定都市市長〕 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項に基づく結核に係る定期の健康診断の実施の指示の権限について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(別紙1参照)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2第3項に基づく結核に係る定期の健康診断の実施の指示に係る事務・権限については、都道府県から指定都市へ移譲することとされたところです。

しかしながら、当該規定については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の37第4項において、指定都市が結核に係る定期の健康診断の事務を処理するに当たっては、都道府県知事の指示に関する部分は適用しないこととされています(別紙2参照)。このため、現行法令上、指定都市においては、都道府県知事の指示を受けることなく、自らの判断において、結核に係る定期の健康診断を実施することが可能です。貴職におかれては、その旨、改めて御理解をいただきますようお願いします。

○ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）（抄）

- 3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）
以下に掲げる事務・権限については、指定都市と都道府県の間での情報の共有が図られるよう検討した上で、指定都市に移譲する。
- ・結核に係る定期の健康診断の実施の指示（53条の2第3項）

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（定期の健康診断）

第五十三条の二 （略）

2 （略）

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4・5 （略）

（大都市等の特例）

第六十四条の二 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務（結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）（抄）

（大都市等の特例）

第三十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第六十四条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十七第一項から第三項までに定めるところによる。

2 （略）

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（結核の予防に関する事務）

第七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年

政令第四百二十号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第五十三条の二第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示及び同法第五十八条第十三号に掲げる費用の支弁に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 指定都市の市長は、前項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第三項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第五項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。
- 3 第一項の場合においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十三条の七第一項中「保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)」とあるのは「保健所長」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」とする。
- 4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十三条の二第三項の規定による都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。